憲法・セレクト問題１

Date		Date		Date	
/		/		/	

次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。この判決に関する１～５の記述のうち、妥当なものはどれか。

憲法15条１項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び１条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、……憲法15条１項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。そして、……憲法第８章は、93条２項において、地方公共団体の長、その議会の議員……は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに基づく憲法15条１項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法93条２項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない。

（最判平成７年２月28日民集49巻２号639頁以下）

１　この判決は、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについては、憲法93条２項の「住民」にあたると解している。

2　この判決によると、我が国に在留する外国人のうちでも永住者については、法律をもって、国会議員に対する選挙権を付与することが許される。

3　この判決によると、我が国に在留する外国人のうち、永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるもの以外には、政治活動の自由は保障されない。

4　この判決によると、我が国に在留する外国人のうちでも永住者については、地方公務員のうち、住民の権利義務を形成するなどの公権力の行使にあたる公務を行う職員に就任することが保障される。

5　この判決によると、我が国に在留する外国人のうち、永住者について、法律をもって、地方公共団体の長に対する選挙権を付与する措置を講じなかったとしても、違憲の問題を生ずるものではない。

正解 5

憲法・セレクト問題１「外国人の選挙権」

1　妥当でない

本判決は、憲法93条２項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味すると解している。

2　妥当でない

本判決は、設問の部分に続けて、住民自治の趣旨から、「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、……法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」と述べるが、国会議員に対する選挙権については言及していない。なお、通説的見解によれば、国政選挙について外国人に選挙権を付与することは、国民主権に正面から反し、認められないと解されている。

3　妥当でない

本判決は、外国人の地方公共団体の長等に対する選挙権を問題にしており、外国人の政治活動の自由については言及していない。なお、判例によると、「政治活動の自由についても、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶ」とされる（マクリーン事件判決　最大判昭53.10.４）。

4　妥当でない

本判決は、外国人の地方公共団体の長等に対する選挙権を問題にしており、外国人の公務就任権については言及していない。なお、判例によると、地方公務員のうち公権力の行使にあたる行為を行うこと等を職務とするものについては、国民主権の原理に照らし、原則として日本の国籍を有する者が就任することが想定されているとみるべきであり、外国人がこれに就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではなく、この点については、永住外国人であっても異ならないとされる（最大判平17.１.26）。

5　妥当である

本判決は、肢２の解説で述べたように、永住者等の外国人に、法律をもって、地方公共団体の長等に対する選挙権を付与することは、憲法上禁止されないとしているが、このような「措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄」であるとして、本肢のように述べている。

以上により、妥当なものは肢５であり、正解は**5**となる。